

地保第3040号
令和2年12月28日

不妊に悩む方への特定治療支援事業
府内所在指定医療機関の長 様

大阪府健康医療部保健医療室長
(公印省略)

不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について (お知らせ)

日頃より、本府健康医療行政の推進に御協力いただきありがとうございます。

本事業における所得制限の撤廃や助成額の増額等の制度の拡充につきましては、下記の厚生労働省のホームページに記載の内容で、令和3年1月1日以降に治療を終了した方を対象に実施が予定されておりますが、現在、令和2年度第三次補正予算案として国会で審議される予定となっており、本府においては、国の予算の成立を待ち、対応する予定としております。

そのため、拡充の対象となる「令和3年1月1日以降に終了した治療」に対する治療費の助成の申請につきましては、後日改めて受付開始を案内する予定としております。(※今回の対応については、下記の府のホームページに掲載済)

つきましては、国の予算成立後、府での準備が整い次第、ホームページ等で受付開始のご案内をいたしますので、治療を受けられている患者様からのお問合せがあった際には、その旨のご案内を頂きますよう、よろしくお願いいたします。

なお、今回の対応は、「令和3年1月1日以降に終了した治療」について、治療終了後の助成申請を今しばらくお待ちいただくものであり、対象となる治療についてスケジュールの変更の必要なく、そのままご継続いただけます。また、令和2年12月31日までに終了した治療については、これまで通り申請の受付を行う予定としております。

記

(厚生労働省HP)「不妊に悩む夫婦への支援について」

URL: <https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000047270.html>

(大阪府HP)「不妊に悩む方への特定治療支援事業について」⇒「お知らせ」

⇒「不妊に悩む方への特定治療支援事業の拡充について (重要)」

URL: <http://www.pref.osaka.lg.jp/kenkozukuri/boshi/josei.html>

※府内の他の特定治療支援事業実施主体(政令市・中核市)の一部では、申請を受け付けている場合もあります。

詳しくは、各実施主体(政令市・中核市)のホームページを御確認ください。

【連絡先】

大阪府健康医療部 保健医療室

地域保健課 母子グループ 担当:久保、山崎(健)

TEL: 06-6941-0351 (内線: 2545)

06-6944-6698 (直通)